

該案第 +

号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に属する条例の一部改正

について

次のとおり財 地方自治法 彦区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについ (昭和二十二年法律第六十七号) 第九十六条第 項の規定により、 本議会の

議決を求める。

昭和五十六年三月十一日

= 朝 町 長

> 松 村

衙

成

昭和五拾六年参月廿卷日

三朝町議会議長 牧田 禎

号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例

財産区管理委員の報酬及び費用 慣に関する 例 昭和五 + 五 年 朝町条例第十六号)の

一部を次のように改正する。

財産 同表竹田財産区の項中「一二〇〇〇〇円」を「一五〇〇〇〇円」に、「一〇五〇〇〇円」を 別表第 二0、000円」に、 区の項中 一小鹿財産区の項中「日額五000円」 四〇〇円」を「四六〇〇円」に、 00000円」を「10五000 を 一 年 「三六〇〇円」を「三八〇〇円」に改め、 額一 英 0 0 0 円 に改める。 円」に改め、 同 表三朝

附則

との条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。